

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-3322
(P2010-3322A)

(43) 公開日 平成22年1月7日(2010.1.7)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 3/048 (2006.01)	G06F 3/048 654A	5E501
G06F 3/12 (2006.01)	G06F 3/12 C	

審査請求 有 請求項の数 12 O L (全 21 頁)

(21) 出願番号	特願2009-232849 (P2009-232849)	(71) 出願人	000001007 キヤノン株式会社
(22) 出願日	平成21年10月6日 (2009.10.6)		東京都大田区下丸子3丁目30番2号
(62) 分割の表示	特願2008-60315 (P2008-60315) の分割	(74) 代理人	100076428 弁理士 大塚 康徳
原出願日	平成12年12月5日 (2000.12.5)	(74) 代理人	100112508 弁理士 高柳 司郎
		(74) 代理人	100115071 弁理士 大塚 康弘
		(74) 代理人	100116894 弁理士 木村 秀二
		(74) 代理人	100130409 弁理士 下山 治
		(74) 代理人	100134175 弁理士 永川 行光

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 プログラムを格納した記憶媒体及び情報処理装置並びに情報処理方法

(57) 【要約】

【課題】ユーザが自由度の高いパラメータ設定を容易に行うことのできる記憶媒体及び情報処理装置並びに情報処理方法を提供すること。

【解決手段】複数の設定項目について登録された複数の「お気に入り」一覧71から、一つの「お気に入り」を選択する。そして、複数の設定項目の内、全項目のパラメータを反映させるのか、所定項目以外のパラメータのみを反映させるのかをチェックボックス78により選択する。

【選択図】図7



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定されたパラメータ群を登録する登録手段と、

適用されるパラメータ群が選択される前に、パラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか適用しないかを指定する指定手段と、

前記指定手段によって、前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか、前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用しないかが指定された後に、前記特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定された1つのパラメータ群を選択する選択手段と

を備えることを特徴とする情報処理装置。

10

【請求項 2】

前記特定の設定項目は、用紙サイズに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、印刷の向きに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、部数に関する印刷パラメータを設定するための設定項目の少なくともいずれかを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記パラメータ群は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面に含まれる複数の設定項目の全ての項目の印刷パラメータにより構成されることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の情報処理装置。

20

【請求項 4】

前記登録手段は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面を介して受け付けた複数の印刷パラメータを1つのパラメータ群として登録することを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

情報処理装置において実行される情報処理方法であって、

前記情報処理装置の登録手段が、特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定されたパラメータ群を登録する登録工程と、

前記情報処理装置の指定手段が、適用されるパラメータ群が選択される前に、パラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか適用しないかを指定する指定工程と

30

前記情報処理装置の選択手段が、前記指定工程において前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか、前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用しないかが指定された後に、前記特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定された1つのパラメータ群を選択する選択工程と

を備えることを特徴とする情報処理方法。

【請求項 6】

前記特定の設定項目は、用紙サイズに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、印刷の向きに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、部数に関する印刷パラメータを設定するための設定項目の少なくともいずれかを含むことを特徴とする請求項 5 に記載の情報処理方法。

40

【請求項 7】

前記パラメータ群は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面に含まれる複数の設定項目の全ての項目の印刷パラメータにより構成されることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の情報処理方法。

【請求項 8】

前記登録工程は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面を介して受け付けた複数の印刷パラメータを1つのパラメータ群として登録することを特徴とする請求項 5 乃至 7 のいずれか1項に記載の情報処理方法。

【請求項 9】

50

コンピュータを、
特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定されたパラメータ群を登録
する登録手段と、

適用されるパラメータ群が選択される前に、パラメータ群の特定の設定項目の印刷パラ
メータを適用するか適用しないかを指定する指定手段と、

前記指定手段によって前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータ
を適用するか、前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用し
ないかが指定された後に、前記特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設
定された1つのパラメータ群を選択する選択手段と

して機能させるためのプログラムを格納したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

10

【請求項10】

前記特定の設定項目は、用紙サイズに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、印刷の向きに関する印刷パラメータを設定するための設定項目と、部数に関する印刷パラメータを設定するための設定項目の少なくともいずれかを含むことを特徴とする請求項9に記載の記憶媒体。

【請求項11】

前記パラメータ群は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面に含まれる複数の設定項目の全ての項目の印刷パラメータにより構成されることを特徴とする請求項9又は10に記載の記憶媒体。

【請求項12】

前記登録手段は、前記印刷パラメータを設定するための設定画面を介して受け付けた複数
の印刷パラメータを1つのパラメータ群として登録することを特徴とする請求項9乃至
11のいずれか1項に記載の記憶媒体。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、記憶媒体及び情報処理装置並びに情報処理方法に関するものである。

【背景技術】

【0002】

一般にパーソナルコンピュータ等の情報処理装置では、ユーザインターフェース（以後UI）を通して各種の設定を行う。そして、設定項目が多くて複雑な依存関係を持つ場合などに、いくつかの設定項目をひとまとめにして登録し、それを選択することによって、複数の項目をまとめて変更する機能をもつものがある。

30

【0003】

プリンタドライバを例にとってみると、グラフィックモード・解像度・カラー設定・True Typeの置換等の印字品位に関するパラメータをセットにしてあらかじめアイコンと関連付けて登録しておき、印刷時には、アイコンを選択するだけで、一括して印刷目的に合った設定を行うことができる「印刷目的設定」や、この登録パラメータを複数シートにまで広げた「お気に入り」等が用意されているドライバが存在している。前者の「印刷目的設定」はグラフィックス関連の項目を効率よく変更することができ、後者の「お気に入り」は設定全体を一括で変更することでさらに効率よく利用できるようになっている。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし対象となる項目が多くなることで、逆に融通が利かない場面が生じる。例えば、あるお気に入りを選択した場合には、そこに含まれる全てのパラメータが変更されてしまう。例えば、用紙や給紙方法等のみ現在の設定を残したまま、他のパラメータをお気に入りから採用することすることはできない。その場合、一度、お気に入りを選択して、一括変更した後、一部のパラメータを変更前に戻すという操作が必要となり、煩雑であった。

【0005】

50

本発明は、上記従来技術の課題を解決するためになされたもので、その目的とするところは、ユーザが自由度の高いパラメータ設定を容易に行うことのできる記憶媒体及び情報処理装置並びに情報処理方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するため、本発明に係る情報処理装置は、
特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定されたパラメータ群を登録する登録手段と、

適用されるパラメータ群が選択される前に、パラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか適用しないかを指定する指定手段と、

前記指定手段によって前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用するか前記選択されたパラメータ群の特定の設定項目の印刷パラメータを適用しないかが指定された後に、前記特定の項目を含む複数の項目に対して印刷パラメータが設定された1つのパラメータ群を選択する選択手段と

を備えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0007】

本発明によれば、ユーザが自由度の高いパラメータ設定を容易に行うことのできる記憶媒体及び情報処理装置並びに情報処理方法を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムの外観を示す図である。

【図2】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムのブロック構成図である。

【図3】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入りを操作するコントロールを含むダイアログの例を示す図である。

【図4】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入りの管理全体の流れを示すフローチャートである。

【図5】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り登録ダイアログの例を示す図である。

【図6】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り登録処理の流れを示すフローチャートである。

【図7】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り編集ダイアログの例を示す図である。

【図8】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り編集処理の流れを示すフローチャートである。

【図9】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り選択時の処理の流れを示すフローチャートである。

【図10】本発明の一実施の形態としてのコンピュータシステムにおいて、お気に入り選択時の部分変更のイメージを示す図である。

【図11】本発明の一実施の形態の変形例としての、お気に入り登録処理の流れを示すフローチャートである。

【図12】本発明の一実施の形態の変形例としての、お気に入り編集処理の流れを示すフローチャートである。

【図13】本発明の一実施の形態データ処理プログラム及びデータを格納する記憶媒体のメモリマップを示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下に、図面を参照して、この発明の好適な実施の形態を例示的に詳しく説明する。ただし、この実施の形態に記載されている構成要素はあくまで例示であり、この発明の範囲をそれらのみ限定する趣旨のものではない。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 0 】

(一実施の形態)

(概要)

本発明の実施の形態は、プリンタドライバやスキャナドライバ等、各種の設定を行うプログラムであって、複数の設定項目について登録された複数のパラメータ群から、一のパラメータ群を一括選択することができるプログラムを実行するコンピュータである。

【 0 0 1 1 】

登録したパラメータ群の一つを選択して設定値を反映させる際に、登録対象となっている項目全てを上書きするか、あるいは、その項目の内の特定の項目だけを上書きするかを選択できる。

10

【 0 0 1 2 】

設定を反映させる項目と無視する項目の設定は、以下の2パターンがある。

【 0 0 1 3 】

1. あらかじめ上書きする項目(或いは上書きしない項目)のデータリストを用意しておく。パラメータ群の登録の際には、一旦全項目についてそれぞれパラメータを登録し、パラメータ群を選択する際にこのデータリストを参照して、一部の項目のパラメータのみを上書きする。

【 0 0 1 4 】

2. パラメータ群を登録する際に、上書きする項目と上書きしない項目とを区別して登録する(例えば、上書きしない項目のパラメータ入力欄に「*」を入力するなど)。選択の際には登録値を参照して上書きするか否かを判断する。

20

【 0 0 1 5 】

これにより、パラメータ群の内、ユーザが望む項目だけを変更することが可能となり、基本的にすべての項目を対象としながらも余計な項目まで連動して変わってしまう煩わしさを排除することができるようになる。

【 0 0 1 6 】

(具体的構成)

図1は、本発明に係る情報処理装置の一実施の形態としてのいわゆるPC(パーソナルコンピュータ)の外観を示す図である。としての構成要素、ディスプレイ、データ処理本体(制御ボード、ハードディスク、フレキシブルディスクドライブ、CD-ROMドライブを含む)、入力装置(キーボード、図示しないポインティングデバイス)等から構成されている。

30

【 0 0 1 7 】

図2は、情報処理装置の内部構成を説明するブロック図であり、コンピュータシステム30と周辺機器を除いたホストコンピュータ本体20とから構成される。

【 0 0 1 8 】

コンピュータ本体20において、1はCPUで、ディスクコントローラ(DKC)5を介して外部メモリ12から読み出した制御プログラム、システムプログラム、アプリケーションプログラム等の各種のプログラムを後述するRAM2上に読み出して実行して、各種のデータ処理を行う。なお、ディスクコントローラ(DKC)5は、ブートプログラム、種々のアプリケーション、データファイル等を記憶するFD、HD、CD-ROM、MD、MO等の外部メモリ12とのアクセスを制御する。

40

【 0 0 1 9 】

なお、RAM2は、図示しないオプションRAM等によりその容量を拡張できるように構成されており、主としてCPU1のワークエリアとして機能する。

【 0 0 2 0 】

3はキーボードコントローラ(KBC)で、キーボード10や不図示のポインティングデバイスからのキー入力を制御する。4はCRTコントローラ(CRTC)で、CRTディスプレイ(CRT)11の表示を制御する。6はメインバスである。

【 0 0 2 1 】

50

CPU 1は、メインバス6を介してRAM 2、KBC 3、CRT C 4、DKC 5を制御して実施する。

【0022】

このように構成されたシステムにおいて、アプリケーションやデバイスドライバの詳細設定をユーザインターフェース(U I)を開いて設定変更する際に、ユーザによるKB 10または不図示のポインティングデバイスからの入力を受け付け、その状態や過程を表示画面としてCRT 11上に表示する。

【0023】

次に、図3及び図4を用いて、「お気に入り」についての説明を行う。

【0024】

図3は、図2に示したCRT 11に表示されるダイアログの一例を示す図である。このダイアログでは、ページ設定、仕上げ方法、給紙方法、及び印刷品質等の複数の印刷設定をひとまとめにして一つの印刷複合設定である「お気に入り」として登録、管理することができる。ここで登録した「お気に入り」を印刷時に選択すれば、ページ設定等の複雑なパラメータの組み合わせをいつでもすぐに再現することができる。なお、この「お気に入り」の登録はRAM 2または外部メモリ12に対して行われる。

【0025】

図4は、図3のダイアログを用いた「お気に入り」に関する処理の流れを示すフローチャートである。

【0026】

まず「お気に入り」リストボックス31の右端の下向き矢印をクリックして、「お気に入り」を変更した場合(ステップS41)、選択変更に伴う一連の処理を行い(ステップS42)、全シートのコントロールを新しい設定に応じて変更する(ステップS44)。

【0027】

ステップS45で、「追加登録ボタン」が押下されたか否か判断し、「追加登録ボタン」が押下された場合には、ステップS46に進む。ステップS46では、図5に示すダイアログを表示し、カレント設定をお気に入りとして登録するための一連の処理を行う。更に、ステップS47では新しく登録した「お気に入り」がリストボックス31に表示されるように処理し、全シートのコントロールを新しい設定に応じて変更する。

【0028】

更に、ユーザが編集ボタン33を押下した場合、ステップS48からステップS49に進み、図7のダイアログを表示して、管理情報の編集に関する一連の処理を行う。

【0029】

次に、図5のダイアログが表示された状態での、お気に入りの登録に関する一連の処理を、図6のフローチャートを用いて説明する。図5は、名称・アイコン・コメント等の管理情報を付加できるダイアログの一例であり、各ボックスのレイアウトはこれに限定されるものではない。

【0030】

ステップS61でユーザが名称・アイコン・コメント等の管理情報を、それぞれボックス51, 52, 53に入力する。ステップS63でキャンセルかどうか判断し、キャンセル押下時は、何もせずに終了する。ステップS64でOKかどうか判断し、OKボタン押下時は、登録処理を開始する。まず、ステップS65で名称が入力済みかチェックし、未入力ならステップS66に進み、警告メッセージを表示し、再度入力を促す。名称をお気に入りを管理するためのキーとするため、その入力は必須となる。

【0031】

次に、ステップS67で、指定した名称が既存のデータと重なっていないかチェックし、同名称がなければ、ステップS68に進み、指定した名称をキーとして、お気に入りDBに新規登録する。ステップS67において、既に同名称のデータが存在した場合には、ステップS69で上書きするか確認後、上書きであれば、ステップS70でお気に入りDB中の既存のデータを置き換えて登録し、上書きしないのであればステップS61に戻り

10

20

30

40

50

、再度名称を入力し直す。登録対象は、現在編集集中のページだけでなく、非アクティブページを含むUI上の全コントロールである。つまり、どこのシートから登録しても、登録対象は同じとなる。

【0032】

次に、図7のダイアログが表示された状態での、お気に入りの編集に関する一連の処理を、図8のフローチャートを用いて説明する。図7は、名称・アイコン・コメント等の管理情報を付加できるダイアログの一例であり、各ボックスのレイアウトはこれに限定されるものではない。

【0033】

まずお気に入り一覧ボックス71に示したお気に入りリストから、いずれかの既登録のお気に入りを選択する。このリストにはプリンタ購買時から用意されているデフォルト設定と、ユーザが登録したユーザ設定とが列挙される。ステップS81でいずれかのお気に入りが選択されると、ステップS82で、そのお気に入りがデフォルト設定のものか、ユーザ設定によるものかを判断する。デフォルト設定のお気に入りであれば、ステップS83に進み、ユーザが編集できないように管理情報コントロールと削除ボタン等をDisableする。

10

【0034】

選択されたお気に入りが、ユーザ設定によるものであれば、ステップS84に進み、すべてのコントロールをEnableにして、そのお気に入りに割り当てられた管理情報(名称・アイコン・コメント等)を表示する。すべてのコントロールがEnableであるから、ステップS85に進み、管理情報の編集を行うことができる。ここで、削除ボタン77の押下時は、ステップS87からステップS88に進み、お気に入りDBから現在指定している選択肢を削除する。ファイル保存ボタン75の押下時は、ステップS89からステップS90に進み、指定データをファイルにセーブして、他のクライアントにExportできるようにする。ファイル読み込みボタン76の押下時は、ステップS91からステップS92に進み、ファイルにセーブしてあるお気に入りをロードして、お気に入りDBに追加するImport処理を行う。

20

【0035】

チェックボックス78は、特定の項目を上書きしないように制御するためのコントロールUIの一例である。ここではチェックOnにすることで、アプリケーションで設定した用紙サイズや部数等の特定の項目を優先し、お気に入りを変更してもそれらの項目は変わらないように指定(透過指定)する。このチェックボックスをOffにすれば、お気に入り選択時にはすべての項目がコピーされる。ダイアログを閉じる場合、ステップS98からステップS99に進み、変更がある時には、更にステップS100に進んで、変更後の設定をお気に入りDBに残す処理を行う。変更されている場合で、指定名称が既存の他の設定と重なる場合、ステップS100からステップS101に進み、上書きするか確認した後、上書きであれば、更にステップS102に進んで、その既存のデータを置き換えて登録し、上書きしないのであれば再度を入力を促す。ステップS100において同名称のデータが存在しなければ、ステップS102に進み、編集集中のデータに上書き登録する。

30

40

【0036】

図4のステップS42で行う、お気に入りの選択に関する一連の処理を、図9のフローチャートを用いて説明する。

【0037】

まず、UI上の全項目に対して選択したお気に入りの設定を順次チェックし、ステップS111でそれが透過項目(現在の設定を優先する項目)であるかどうか確認し、ステップS112で透過項目でなければお気に入りの属性で設定を上書きする。透過項目であれば、お気に入りの属性は無視する。これらのステップをすべての項目について繰り返す。これを図にすると、図10に示すようなイメージとなる。透過する項目と上書きする項目が混在し、透過する項目(透過リスト)はユーザが設定することができる。

50

【 0 0 3 8 】

上記のように構成することにより、お気に入り変更の際に、お気に入りとして設定されるすべての項目を一度に変換することもできるし、部分的な変換を行うこともできる。この仕組みにより、ユーザの設定効率を上げることができる。

【 0 0 3 9 】

すべての項目を登録しておき、お気に入りを利用する際にどの項目を反映させるか（どの項目はそのまま残しておくか）を適宜設定することができる。

【 0 0 4 0 】

なお、ここでは透過項目かどうかの確認として、図7のチェックボックス78の設定を利用し、この設定がOnであれば特定の項目（例えば、用紙サイズや用紙の向き、部数など）を優先し、それ以外の項目はお気に入りの設定をコピーすることとしている。つまり、登録はすべての項目を対象とし、選択時に別途設定しておいた透過項目リストを参照して透過項目と上書き項目を判断している。このため、どのお気に入りを選択しても設定が反映される項目は同じになる。

10

【 0 0 4 1 】

しかし、この方法は透過設定方法の一例であり、他にも個々の項目の設定やグループの設定などができるようにしてもよい。例えば、個々の項目を個別に制御できるようなコントロールや、特定のシートのみを対象とするようなコントロールや、従来の「印刷目的設定」のようにグラフィックス関係の項目のみを対象とするようなコントロールを置くことで、多様な制御ができることは言うまでもない。

20

【 0 0 4 2 】

以下に、お気に入り毎に反映される項目を変えることができるように、お気に入り登録時に透過項目も含めて個別に登録する変形例について説明する。

【 0 0 4 3 】

図11は、この変形例において、図4のフローのステップS46における、お気に入り登録に関する一連の処理を示すフローチャートである。図6との違いは、ステップS122において、透過する項目と上書きする項目を設定する点である。その他の処理は図6と同様であるため、同一の符号を付し、ここでは説明を省略する。

【 0 0 4 4 】

また、この変形例では、図4のフローのステップS49における、お気に入りの編集に関する一連の処理も変化する。図12は、この変形例でのお気に入り編集処理を示すフローチャートである。図8との違いは、透過項目の設定ステップS93～ステップS94を有さない点にある。登録時に透過項目の設定をしているので、ここでの透過項目の設定は不要となるのである。その他のステップについては図8と同様であるため、同じ処理については同じ符号を付してその説明は省略する。

30

【 0 0 4 5 】

なお、変形例においても、選択変更処理（図4のステップS42に対応）は、図9に示したものと同じになる。ただし、ステップS112において、透過項目リストを参照するのではなく、お気に入りの属性を参照して透過項目を判断する点が異なる。

【 0 0 4 6 】

このように、お気に入り毎に透過する項目を選択できるようにすれば、特定の一部分のみを変更したり、組み合わせることで、ユーザは、より自由度の高い設定を行うことができる。

40

【 0 0 4 7 】

（その他の実施の形態）

なお、本発明は、複数の機器（例えばホストコンピュータ、インタフェイス機器、リーダ、プリンタなど）から構成されるシステムに適用しても、一つの機器からなる装置（例えば、複写機、ファクシミリ装置など）に適用してもよい。

【 0 0 4 8 】

また、本発明の目的は、前述した実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラム

50

コードを含むプログラム製品（そのプログラムコードを格納した記憶媒体や、サーバからダウンロードされる圧縮プログラム等を含む）を、システムあるいは装置に供給し、そのシステムあるいは装置のコンピュータ（またはCPUやMPU）がそのプログラムコードを実行することによっても、達成されることは言うまでもない。この場合、プログラム製品に含まれるプログラムコード自体が前述した実施形態の機能を実現することになり、そのプログラム製品又は記憶媒体は本発明を構成することになる。また、コンピュータがそれらのプログラムコードを実行することにより、前述した実施形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、コンピュータ上で稼働しているオペレーティングシステム（OS）などが実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

10

【0049】

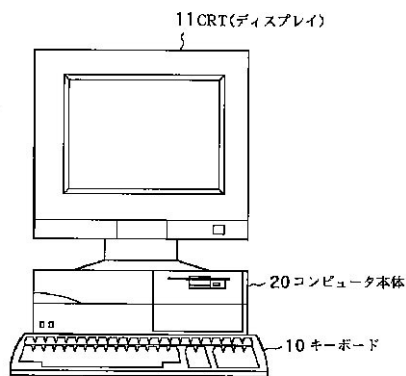
さらに、それらのプログラムコードが、コンピュータに挿入された機能拡張カードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張カードや機能拡張ユニットに備わるCPUなどが実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

【0050】

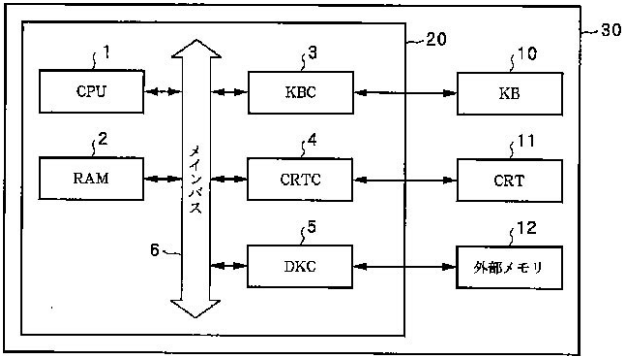
本発明を記憶媒体に適用する場合、その記憶媒体には、先に説明した（図4、図6、図8、図9に示す）フローチャートに対応するプログラムコードが図13のように格納されることになる。

20

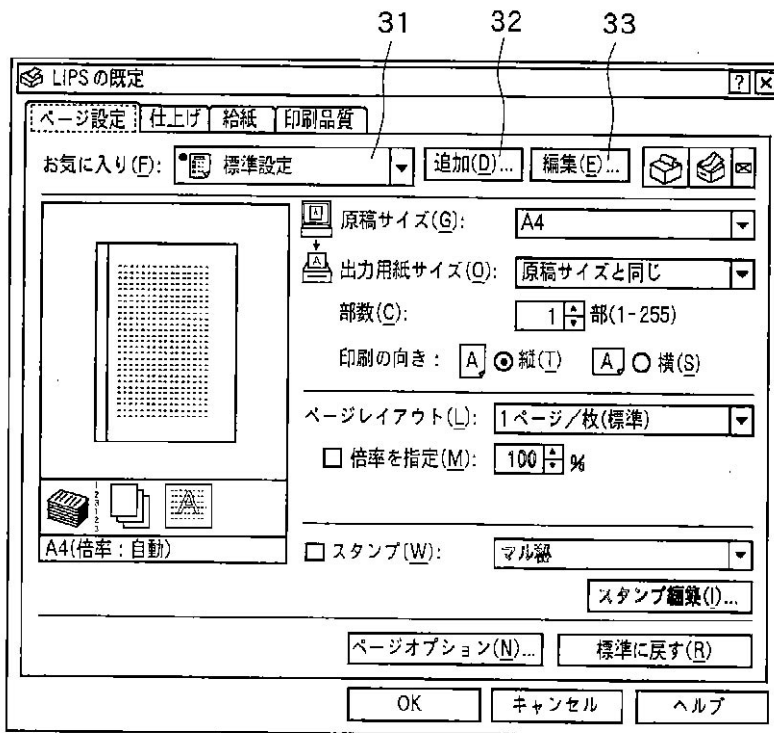
【図1】



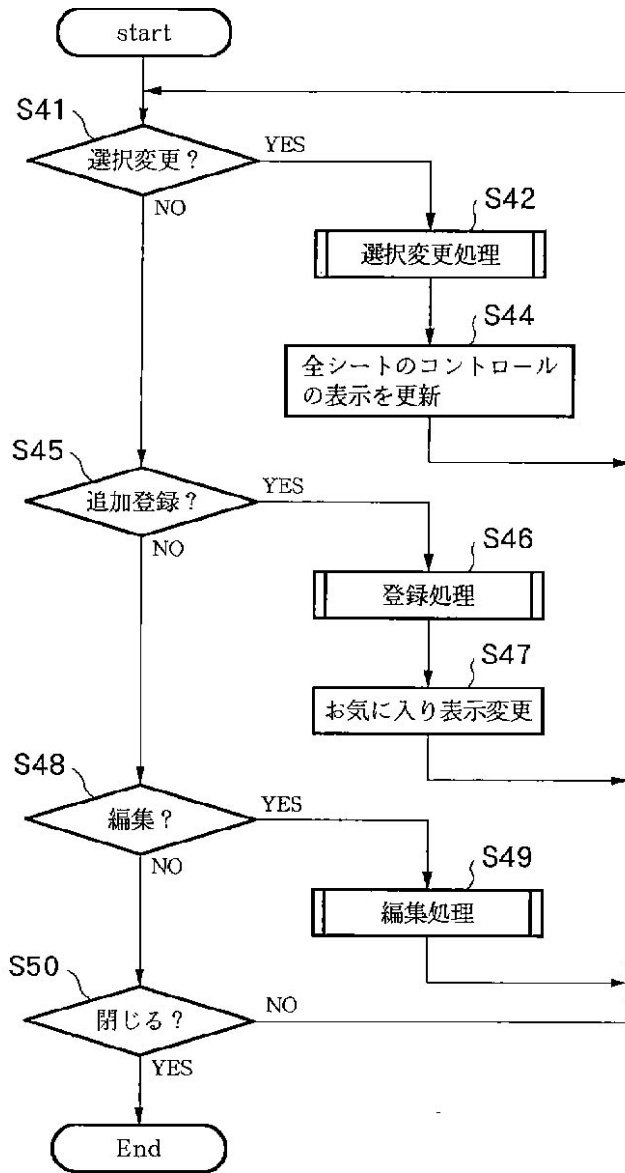
【 図 2 】



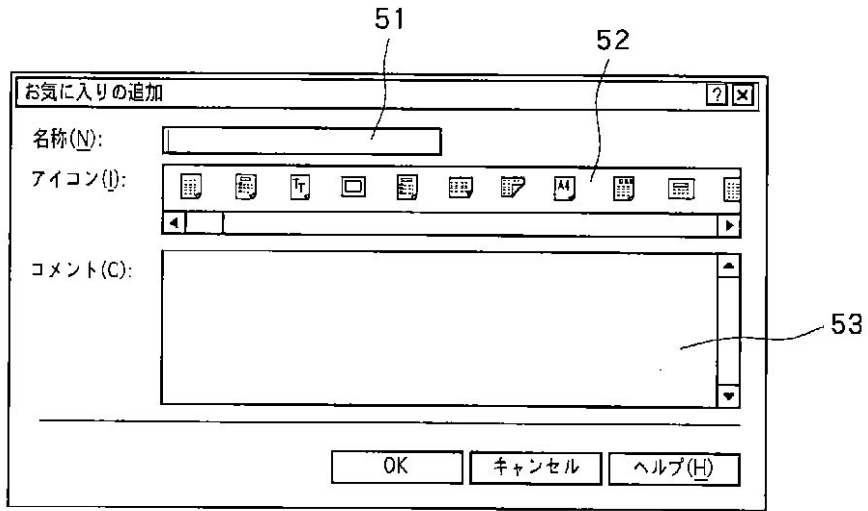
【 図 3 】



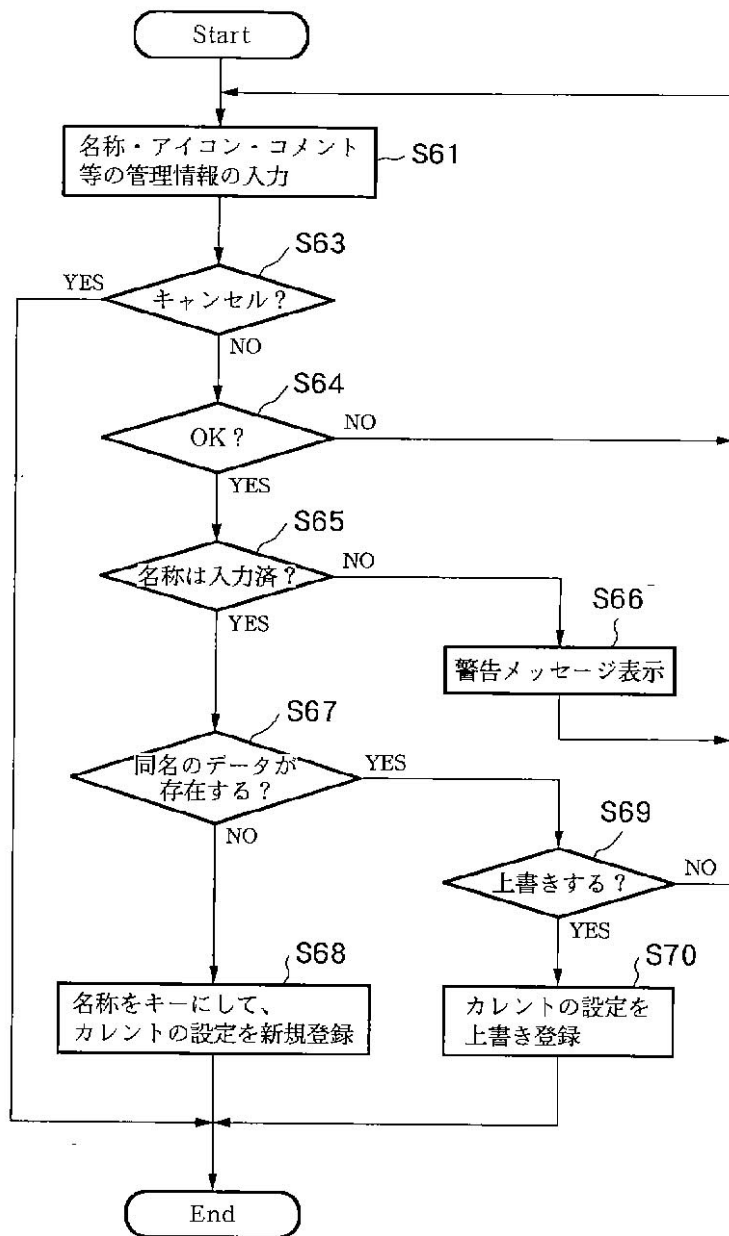
【図4】



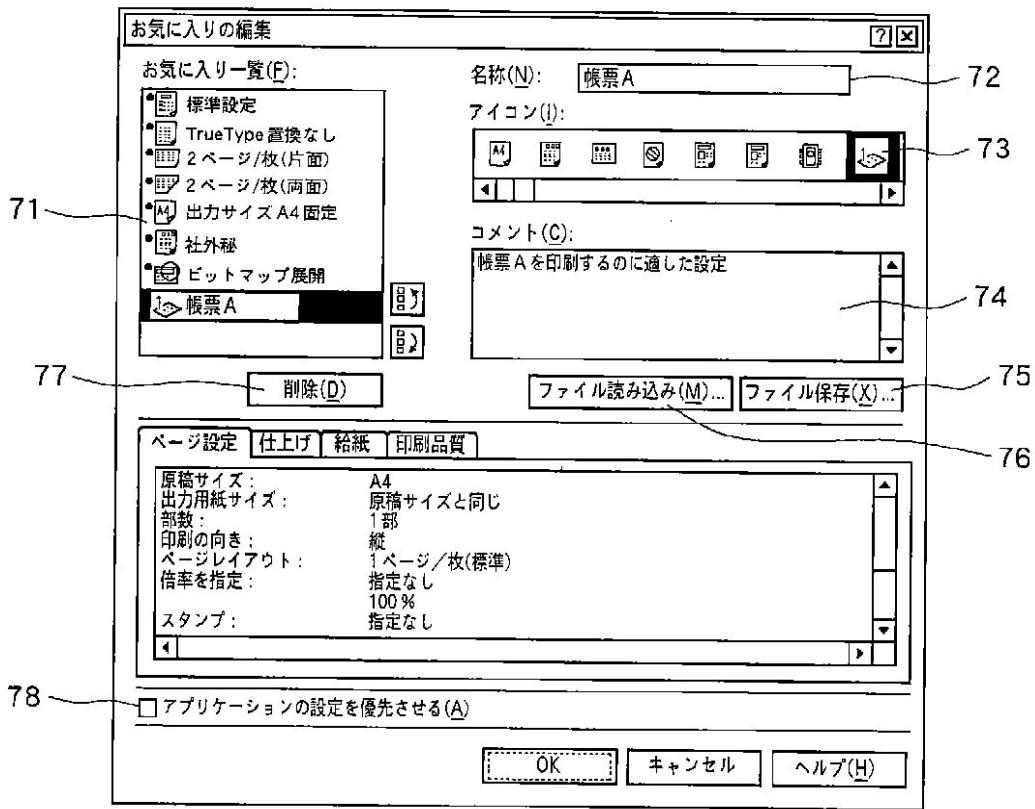
【 図 5 】



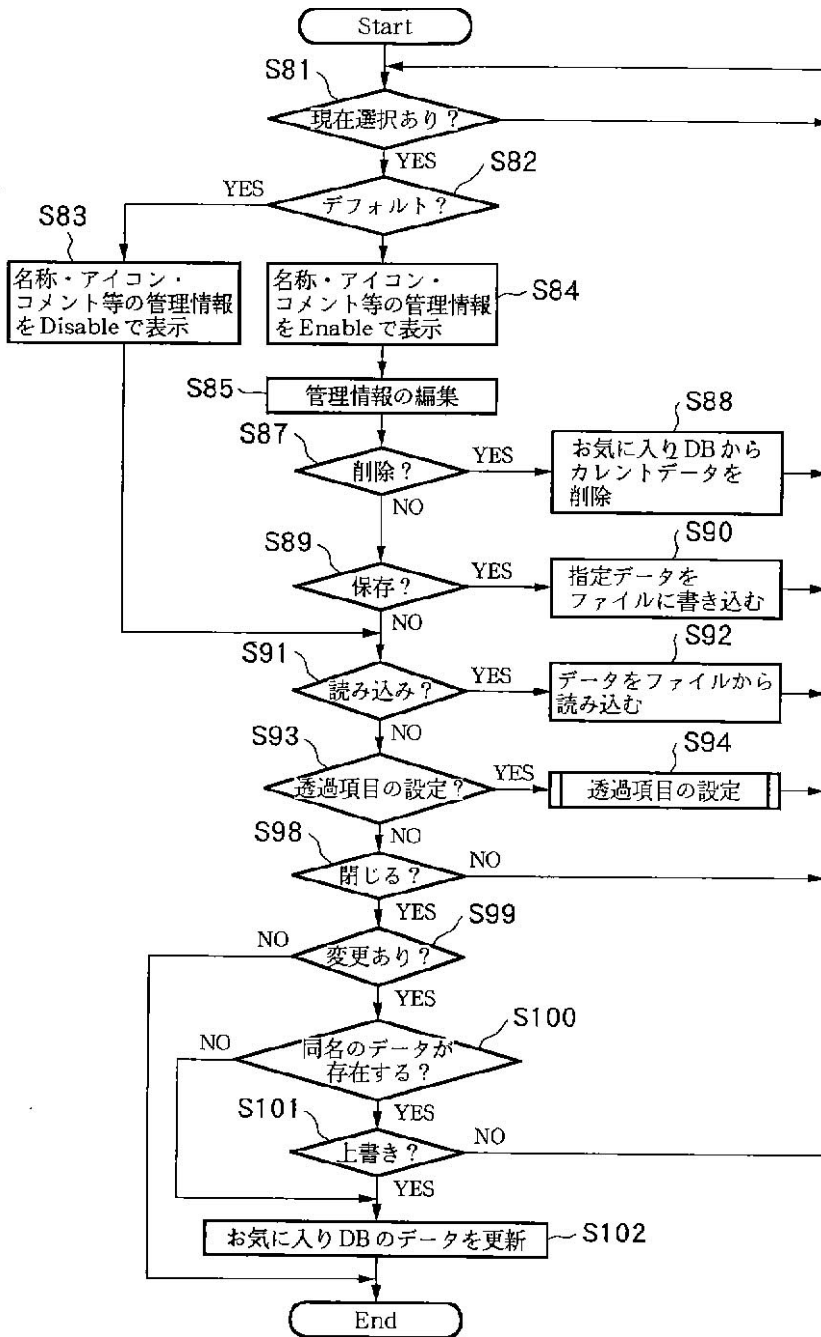
【図6】



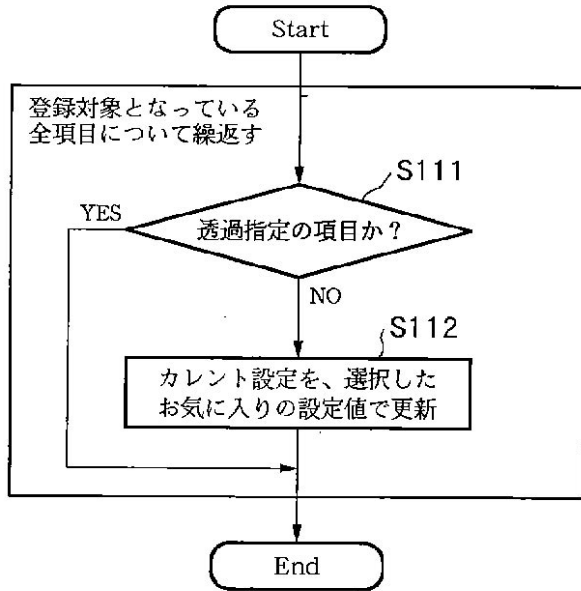
【 図 7 】

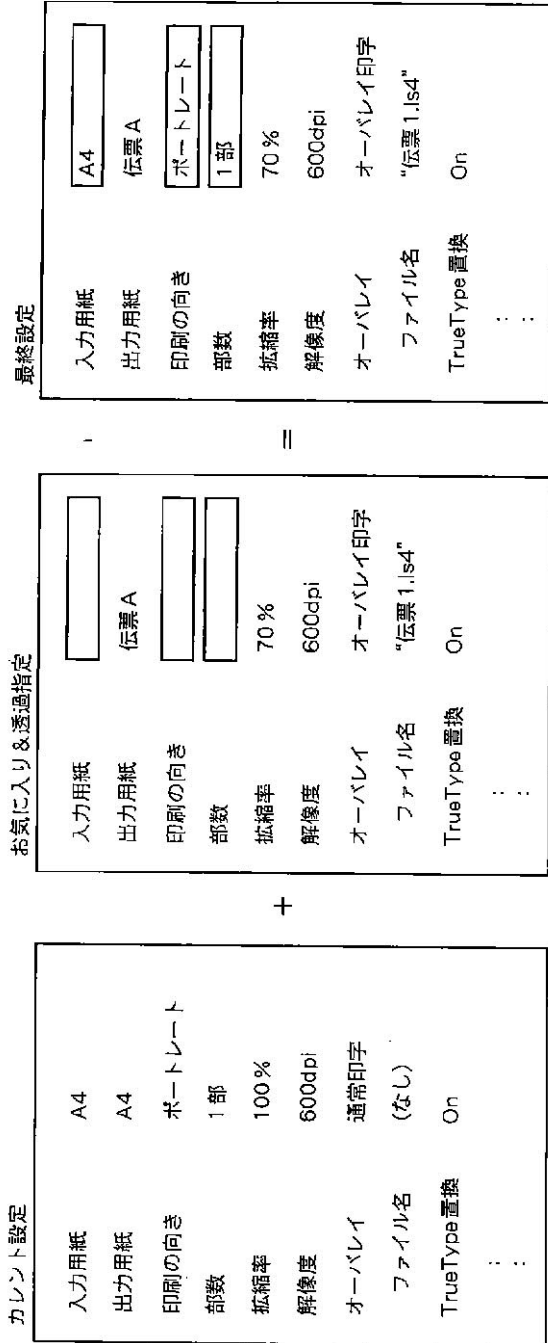


【図8】

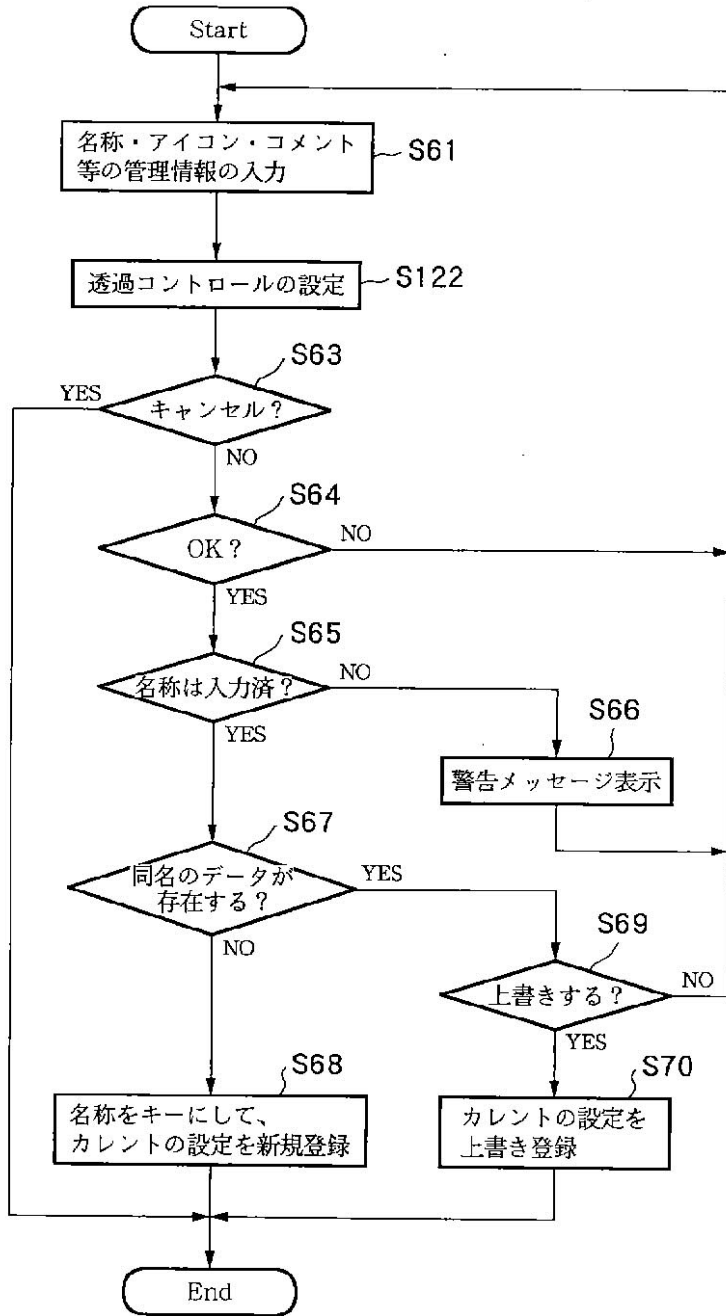


【 図 9 】

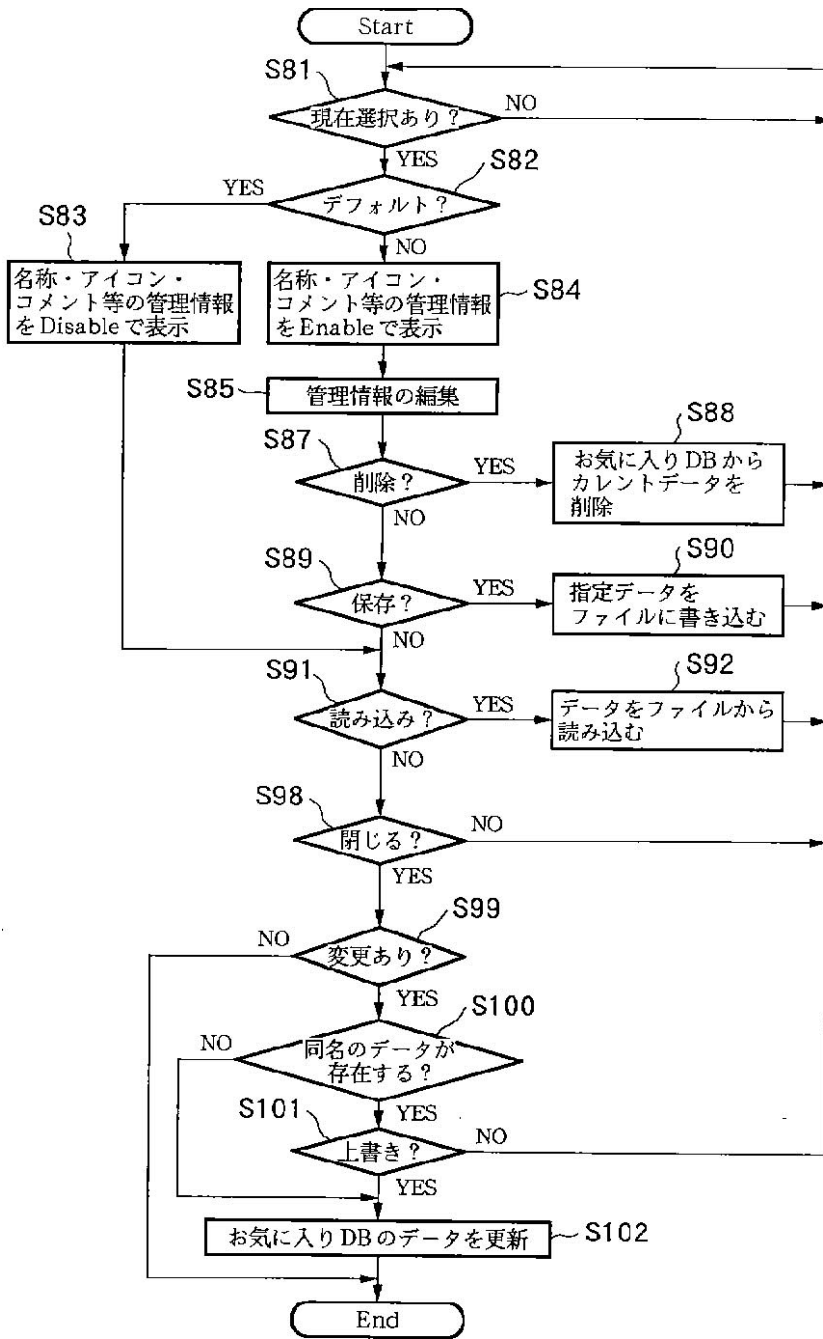




【図11】



【図 1 2】



【図 13】

FD/CD-ROM等の記憶媒体	
ディレクトリ情報	
第1のデータ処理プログラム	図4に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群
第2のデータ処理プログラム	図6に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群
第3のデータ処理プログラム	図8に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群
第4のデータ処理プログラム	図9に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群
(第5のデータ処理プログラム	図11に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群)
(第6のデータ処理プログラム	図12に示すフローチャートのステップに対応するプログラムコード群)
カレント設定を保持するバッファ領域	
お気に入り Database(お気に入りを登録するための領域)	
透過項目リストの保存領域	

記憶媒体のメモリマップ

フロントページの続き

(72)発明者 皆川 智徳

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

Fターム(参考) 5E501 AA02 CA03 CB02 CB07 EA05 FA04 FA05 FA06 FA07 FA08
FA13